

# 静岡県農山漁村男女共同参画推進指針

## I 基本的考え方

本県では、「ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現」を目指し、「静岡県男女共同参画推進条例」に基づく「第3次静岡県男女共同参画基本計画」を策定し、施策の方向性を示している。

一方、農林水産省では新たな「食料・農業・農村基本計画」において、農業経営における女性参画が地域の活性化や農業の持続的発展の重要な役割を果たしており、女性の参画促進や女性農業者が活動しやすい環境整備を図る総合的な施策に取り組むこととしている。

こうしたことから、本県の農林水産業に携わる農産漁村の女性について、その重要な役割を適正に評価し、地域社会への参画を一層推進するための環境整備に向けて、県、市町、農林水産団体がそれぞれの立場から連携して取り組むこととする。

## II 男女共同参画社会に向けた取組

「第3次静岡県男女共同参画基本計画」の施策の柱のひとつである「政策・方針決定過程の場やあらゆる職域への女性の参画拡大」の実現に向け、市町、農林水産関係団体と協力して女性の参画拡大のための施策を展開していくこととする。

推進目標は、今後2年間の推進期間において、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」に関する目標（別表1）のほか、「女性が能力を発揮できる環境整備」に関する目標（別表2）、「女性登用のための具体的施策」に関する目標（別表3）を設定し、それぞれの目標の達成に向け、それぞれの立場から推進活動を強力に実施することとする。

## III 推進期間

令和6年度から令和7年度

## IV 施策の方向性と具体的な取組

### (1) 施策の方向性

農林水産業の発展、農山漁村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく、暮らしやすい農山漁村にすることが重要であり、女性が政策や方針決定に参画し、女性の声を反映させていくことが必要である。

また、女性の農林水産業への関わり方は多様化しており、それぞれの形態に応じたきめ細かな対応が必要になる。

このため、県の審議会等への女性の積極的な登用等を推進するほか、各市町の農業委員会や農業協同組合、漁業協同組合、森林組合に対して女性の登用を働きかけていくとともに、育児や介護などに配慮し、女性が能力を十分に発揮できる働き方ができる環境の整備や固定的な役割意識の変革に向けた取組を推進していく。

### (2) 具体的な取組

#### ①政策・方針決定過程への女性の参画拡大

・農山漁村ときめき女性の認定とその活動を支援することにより、県が法律に基づい

て設置する農林水産関係の審議会をはじめとする政策・方針決定過程の場に参画する女性を養成する。

- ・女性農業者が経営に参画することができるよう、認定農業者への共同申請の促進を図る。
- ・農山漁村女性のネットワーク組織における研修会や交流会等を実施することにより、会員の資質向上を図るとともに、会員相互の交流によってネットワーク組織の拡大を図る。
- ・農林水産関係団体において、女性役員の登用や正組合員等としての加入促進を図る。

## ②女性が能力を発揮できる環境整備

- ・女性と男性が対等なパートナーとして経営参画できる環境の整備に向け、働きに応じた収益の配分、就業条件などを適正に定めた家族経営協定の締結を促進する。
- ・育児・介護等、様々な制約がある中でも、十分に能力を発揮することができるよう、リモートワークやフレックスタイムといった柔軟な働き方や休業制度の導入・活用を推進する。
- ・ハラスメント防止に関する制度や社会規範を継続的に周知することで、安心して働くことができる職場環境づくりに取り組む。

## ③女性登用のための具体的施策

- ・県、農業委員会、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合において、女性役員や職員の活躍を促進するための研修会等を開催する。

(別表1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

区分	指標項目	目標値 (令和7年度)
県が政策手段を持って達成する目標	法律に基づく農林水産関係審議会の女性の割合	45%
	政策・方針決定課程に参画する農産漁村ときめき女性数	55人
	農業経営に参画する女性の比率	6.7%
	農業女性ネットワーク参画者数	100人
各市町・農林水産団体に呼びかけて共に目指す目標	女性農業委員の割合	15%
	農協役員の女性の割合	15%
	農協正組合員の女性の割合	30%
	農協総代の女性の割合	15%
	漁協の役員総数に占める女性の割合	0.5%
	漁協正組合員の女性の割合	10%
	女性役職員を登用・採用する森林組合の割合	40%

(別表2) 女性が能力を發揮できる環境整備

指標項目	目標値 (令和7年度)
家族経営協定の締結数	955 件
女性が働きやすい職場環境整備に取り組む漁業経営対	2 経営体/年
育児休業・介護休業の取得及びハラスメント防止に関する制度・社会規定の周知を継続して行っている森林組合	21 組合
リモートワークやフレックスタイム制及びフレックスキャリア制度等による働き方の多様化に対応している森林組合	4 組合

(別表3) 女性登用のための具体的施策

指標項目	目標値 (令和7年度)
女性活躍への理解促進を図るための研修会や女性リーダーを育成するための研修会の開催	2 回/年
農協の女性役員への研修の開催	1 回/年
女性農業委員登用研修会の開催	1 回/年
森林組合の役員研修等において女性活躍の理解促進を図るための研修を実施	1 回/年
漁業協同組合において女性活躍の理解促進を図るための研修会の開催	1 回/年